

第6回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

1 開催日時

平成16年7月29日(木) 14:00～16:00

2 場所

福岡市役所議会棟7階第1応接室

3 議題

(1) 開会

- (2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

(3) 閉会

4 出席委員

岡会長，信友副会長，安立委員，稲舛委員，内田委員，大原委員，川口委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，森田委員，吉田(順)委員，脇園委員，脇山委員

5 傍聴者数

1名

6 議事概要

- (1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

事務局より，資料に基づき説明。

(2) 意見交換

(会 長) 前回から，だいぶ時間も経過しており，忘れていた部分もあるかも知れないので，遠慮なく意見ををお願いしたい。また，事務局からも説明があったが，これまでの議論を踏まえ，今回で条例案を固めて，パブリック・コメントに向けた準備をしたいと考えているので，協力をお願いしたい。それではまず，基本理念の部分までについて，意見はないか。

(委 員) 条例の名称については，「公益活動」としてしまうと，もったいない感じがする。「自治都市・福岡」を築くということで随分議論してきたと思うので，例えば「市民自治推進条例」としてもいいのではないか。特にこだわる訳でもないが，他都市にないような名称もいいと思うが。

(委 員) この条例は，NPOやボランティア団体も対象にしているが，一般の人から見れば，自治組織の活動というような狭い見方をされる恐れがある。自分としては，事務局案の方が多くの市民の理解を得ることができ，いいと思うが。

- (会 長) 市民に、より正しく把握してもらえるような名称にすることが第一であるが、あまり堅苦しいのもどうかと思う。
- (委 員) 「市民自治」だと、「自治活動」という言葉とセットで受け止められる恐れがある。「自治活動」の概念については、みんなできあがっているが、それからすると、「市民公益活動」は比較的新しい概念で、これから盛り上がっていかねばならないものである。そう考えると、「市民自治推進条例」よりは「市民公益活動推進条例」の方がいいと思うが。
- (委 員) 「自治活動」ということになると、本来、自主的に活動するものなのに、条例で枠をはめて、活動を阻害するというような受け止め方をされる恐れがある。したがって、広い意味での「公益活動」とした方がいいのではないか。
- (会 長) 特にこだわる訳ではないということなので、他にいい名称がなければ事務局案の「市民公益活動推進条例」でいきたいと思うがいかがか。
- (委 員) 定義の部分で、「市民公益活動団体」については、市民、事業者、学校とは区別しているが、名称を「市民公益活動推進条例」とすることで、市民、事業者、学校が含まれないというような意味合いになったりしないか。
- (会 長) 定義の部分と矛盾がないような名称にしないといけないという意見だと思うが、いかがか。
- (委 員) 確かに、最初は「共働のまちづくり」条例だったので、定義の部分の頭は、「共働」から入っていた。名称を「市民公益活動推進条例」とするのであれば、定義の部分の順番を少し変えなければならないのではないか。
- (会 長) 定義の部分を整理するのであれば、名称は事務局案でいいということか。
- (委 員) そもそも、この条例の目的が何なのかというのがわかりづらくなったという点からの意見であって、市民公益活動を推進する条例でいくというのであれば異論はない。
- (会 長) それでは、名称は事務局案でいくということで、むしろ、定義の部分をもう少し整理しなければならないと思うが、きちんと書き直すまでの必要はあるのか。
- (事務局) 目的の部分に、「市民公益活動」という言葉も「共働」という言葉も出てきているので、定義すること自体は問題ないと思うが、順番としては「市民公益活動」を先に定義した方がいいのかも知れない。ただ、大きく内容まで変える必要はないと思うが。
- (会 長) 内容を全然違うものにする必要があると言っている訳ではないが、いきなり、「共働とは」で始まるのは読みづらいし、内容も堅い気がする。目的の部分でも、多少触れられればいいのかも知れないが。
- (委 員) 「共働」という言葉は、目的より基本理念の中で使う方がいいのかも知れない。
- (委 員) 福岡市の独自性という点からすれば、「福岡市共働による市民公益活動推進条例」としてはどうか。そうすることで、名称と定義の整合性が図れるのではないか。

- (委員)「共に働く」という意味の「共働」を使うのはいかがなものかと思う。
- (委員)共働による市民公益活動の推進ということになると、市民公益活動を共働によって進めていくということになり、意味が狭くなってしまわないか。
- (委員)「共働とは」の部分については、基本理念の部分に入れ込んだ方がいいのではないか。定義の部分では、(1)で「市民公益活動では市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、・・・」とし、(3)で、「市民公益活動団体の自治会・町内会等の自治組織、NPO・ボランティア団体などの・・・」とした方がすっきりすると思うが。
- (委員)定義の部分で、「共働」と「市民公益活動」の順序を入れ替えるのはいいと思うが、現行の「市民公益活動」の表現のまま、これを先頭にするのは物足りないという気がするので、「共働」の表現を少し入れるなど、工夫が必要ではないか。
- (会長)確かに、「市民公益活動」をそのまま先頭にすると、かなりそっけない言い方になってしまう。
- (委員)例えば、目的、定義、基本理念となっている順序を、目的、基本理念、定義の順序に変えることで、定義の部分の先頭が「共働」でもおかしくならないのではないか。
- (委員)同意見である。目的の後に、いきなり素っ気ない定義があると格調がだいぶ落ちるので、目的があって、基本理念があって、それを具体的に定義した方がいい。また、定義の部分では、「共働」ではなく、「共働によるまちづくり」とした方がいいと思う。
- (委員)私は、目的、定義、基本理念の順序のまま、定義の部分の先頭を「市民公益活動」にして、「共働」という言葉を含めながら表現した方がいいと思うが。
- (委員)目的の部分で「もって」という言葉があるが、市民公益活動の活性化と共働によるまちづくりの推進という2つの経緯を活かすのであれば、これを消してしまってもいいのではないか。
- (委員)目的の部分に、「事業者」や「学校」という言葉が入ってないのに、いきなり定義の部分で出てくるのはおかしい気がする。そう考えると、目的、基本理念、定義の順序にした方がわかりやすいと思うが。
- (会長)一般的に、条例での順序というのはあるのか。定義と基本理念の順序を逆にするとというのは、そんなに難しいことでもないのか。
- (事務局)普通は、目的の次に定義がある場合が多いようだが、答申案としては、基本理念の次に定義を置いてもいいのではないかと思う。
- (委員)役人が作る条例と、市民が作る条例は変わっていてもいいと思う。私としては、目的、基本理念、定義の順序の方がすっきりしていいと思うが。
- (委員)福岡だけのオリジナリティを目指すのであれば、固定概念を打破するのでもいいのではないかと思う。
- (委員)私としては、今の順序の方がいいと思う。オリジナリティだけで変えるのはどうかと思う。

- (委員) 他都市の条例を見る限りでは、全て、目的、定義、基本理念の順序になっているようだが。
- (委員) 他都市の条例では、定義の部分で定義されている言葉は、すべて目的の部分に入っている。そう考えると、定義の部分で定義されている言葉は、目的の部分に入っていないと、おかしいのではないか。
- (会長) 意見の内容は見えてきたが、今ここでまとめるというのは時間を要するので、事務局が修正案をまとめ、個別に対応するというのはどうか。もっと言うなら、会長の采配で変えさせてもらったということで、報告という形にさせてもらえないか。
- (委員) 私としては、きちんと会議の場で確認していくべきだと思う。最初に事務局から説明のあった今後のスケジュールでは、今回がパブコメ案をまとめるための最後の会議ということであったが、1ヶ月足らずのパブリック・コメントで、果たしてが意見がどれだけ集まるのかということもあると思う。あまり急がずに、市民の意見を聞いていくということと、今年から自治協議会が作られ、地域での様々な動きが出てきているので、そういった状況も踏まえて条例に活かすことが必要ではないか。個別の確認では、後々、問題が出てきはしないかと思うが。
- (会長) 事務局に確認するが、パブリック・コメントの意見を踏まえ、もう一度、この場で議論するということがいいか。
- (事務局) はい。
- (会長) それならば、パブリック・コメントに出す案をここで決めたということにして、今日、修正できなかった部分はとりあえず会長がやっておき、次回、パブリック・コメントの意見を踏まえて、全体をもう一度チェックするということもあり得るか。
- (委員) つまり、今回はパブリック・コメントに出す中間答申のようなものをまとめるということでもいいのか。
- (事務局) はい。
- (会長) では、パブリック・コメントに出す案については、もう一度会議で決めるべきという案と、会長、副会長に一任するという案のどちらかに決めたいと思うがいかがか。
- (委員) 大きく異論があるものではないが、事務局案で整理をすとしても、まだ漠としているのではないか。したがって、目的の部分で、他都市のように「事業者」や「学校」などといった言葉を入れて欲しいとか、定義の部分で、「市民公益活動」の表現を工夫して欲しいとか、そういった要望・意見を事務局に付け加え、パブリック・コメントの原案を作って欲しいと思う。
- (委員) 内容的な議論というよりも、文面的にわかりやすくつないで欲しいという事なので、事務的処理でいいのではないか。
- (委員) 事務局がまとめた修正案をそのままパブリック・コメントに出すというのではなくて、会長、副会長が、この会を代表してチェックするということがいいので

はないか。

(会 長) それでは、パブリック・コメントに出す前に、修正案を各委員に配布してもらい、意見があった場合に、もう一度会議を開くまでの必要があるかどうかの判断を会長、副会長に一任してもらえないかということによろしいか。

(多数の委員) はい。

(会 長) 基本理念までの部分で他に意見はないか。

(委 員) 基本理念の(1)から(5)の部分のつながりがすっきりしない。例えば、(1)の部分を「必要な情報を相互に提供し、共有し合うこと」とすることで、(2)の「理解し合う」とつながり、課題達成に行く方がすっきりと思うが、(4)はごつごつしてよくわからない。「目的・課題の達成・解決に向けて連携を図る」とか、「多様な連携を図って、目的・課題の達成・解決を図る」とした方がわかりやすいのでは。また、(4)の部分で「相互に参加や参画する」という言葉が出てくるが、既に(1)、(2)の「共有し合い、理解し合う」で言い表せていると思うので、これは削った方がいいのではないか。そして、「連携を図る」を最後にするのか、「達成」を最後にするのがよくわからないので、もう少しそれぞれの段階をはっきりすべきではないか。

(委 員) 私は、5つの項目のままがいいと思う。この部分を段階として読むべきものだろうか。例えば、「共有」の部分で終わるのも重要であるし、「推進まで向かっていく」こともできると思うし、いろんなパターンがあるのではないか。基本的事項ということであれば、5つの項目まであった方がいいと思うし、「解決を目指しましょう」ということと、「共働を推進しましょう」ということは、分かれていた方がいいと思う。

(委 員) その場合、(4)の重心は「参加や参画」と「達成・解決」のどちらにあるのか。

(会 長) (4)は「参加や参画」で「達成・解決」まで目指すということではないか。むしろ、(5)は横のつながりをたくさん持ちましょうという意味になるのでは。

(委 員) (4)の部分で「相互に」を使うのであれば、「相互に目的・課題を共有し」としたほうがわかりやすいのでは。「相互に参加や参画する」では、わかりづらいと思うが。

(委 員) (2)で「それぞれの立場や役割を理解し合うこと」とあるが、実際にまちづくりを考えていくうえで、立場や役割を理解できない場面もあるのではないか。例えば、マンションの紛争とか建築物を巡っての紛争が多々起こっているが、業者は建てたいと思い、住民は建てられると困ると思っているのに、お互いの立場や役割を理解し合うというのは、単純には行かないのではないか。それを条例に盛り込むというのは馴染むのかなという気がする。また、「相互に参加や参画する」では、読み方によっては、相手の活動の領域まで踏み込んでしまうことになりかねないような気がするが。

(会 長) どう変えたらいいと言っているのか。

(委 員) 本文に「市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は」とあるが、ここ

で全て横並びで書くというのは、どうなのかなという気がする。

(会 長) そうすると、かなり根本的な問題に戻らざるを得なくなるのでは。こういう場合の理念というのは、難しそうだからはずしていくという性格のものだろうか。みんなで目指そうじゃないかというのが、理念ではないのか。それを言い出すと、目的・課題を共有するのは無理だよ、達成・解決することは無理だよということで、条例の意味がなくなってくるのでは。難しいことはあるけれど、理念としてみんなでこういう方向に行こうじゃないかというのが、こういう条例の役割ではないか。

(委 員) 市民と市がパートナーシップでというのが、この条例案の中でうたわれているし、これまでの検討の中でそういう考え方で来ているという経過は承知しているが、パートナーシップとしてやれるところとやれないところは、はっきりさせるべきではないかと思う。市民に市が求めても、市はできないので自分たちで解決しなさいという話になってきて、市民にとっては様々な形で、本来、市がやって欲しいところが自分たちに返されてきて、それで行政との間で不信感が募るとかいったことが実際に起こってきている。そういう中で、パートナーシップというのが一人歩きしてはいけないと思う。そういう意味で、(2)の「立場や役割を理解し合う」というのは、この条例の中では書くべきではないと思うが。理解できないこともあるということを前提に条例を作らなければ、理解し合うことが望ましいということになっていくのは危険ではないか。

(委 員) 私は逆に、市民公益活動について理解し合うということで、互いに全てを理解し合うとは思っていない。ここでの趣旨は、市民公益活動を推進するうえでの理解を進めていくという捉え方をすれば、方向性としては間違っていないと思うが。

(委 員) 理解するということは、同意するということではない。お互い、どういう立場で何を言っているのかということなので、理解し合うことは必要だと思う。それがあって、(4)の部分で「目的・課題を共有することに努め、その達成・解決を目指す」という事がなければだめだと思う。

(委 員) (1)から(5)までについては、それぞれ主語を入れてはどうか。それがないと、文面としてはわかりづらい気がするが。

(会 長) 確かに、いきなり「相乗効果を高める」ではピンとこない。(5)は、「多様な連携によって、相乗効果を高める」ということかも知れない。

(委 員) (4)と(5)は分けて元にもどし、主語もきちんと入れた方が理解しやすいのではないか。

(事務局) ここは本文の部分で、主語に当たる「市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は」という言葉が入っていて、それが全部に係っていると思う。また、(5)で「相乗効果を高めるため」というのが先頭にあるため、おかしい気がするので、例えば「多様な連携を推進し、相乗効果を高める」とすればいいのかも知れない。

(会 長) この部分も、内容を変えるというのではなく、表現上の検討をすべきということだと思うので、先ほどと同様に作業の一環として一任していただきたい。次に、

5ページ以降の部分での意見はないか。例えば、市の施策の部分については、事務局から案が出されているが、これに対する意見はないか。

(委員) 市の施策の部分の(5)と(6)については、市民公益活動を推進するうえで、やる気を起こさせるという点でいいと思うが。

(委員) (5)の「助成」という言葉については、助けてあげましょうという印象を受けるので、他都市のように、「財政的支援」の方がいいと思う。しかも、「予算の範囲内で助成することができる」では、逃げ腰のような感じがする。せめて、「予算の範囲内で財政支援に努めるものとする」とした方がいいのではないか。

(会長) ちなみに、神戸市の条例が「予算の範囲内で助成することができる」という表現を採っているようだが、それを参考にしているのかなという気がする。

(委員) どちらかと言えば、「助成することができる」の方がいいと思う。お金だけでなく、ノウハウなどいろんなものがあると思うが、市が関わって出すんだというイメージよりも、自主・自立を目指して努力するんだというイメージの方がいいのではないか。

(会長) なるほど、市民からの要望があれば、市は対応できますよという立場をはっきりさせておくという見方があるのか。

(委員) 「措置」という行政用語を使うから、「予算の範囲内」という言葉が出てくることになるので、「財政的支援をすることができる」ということにした方がいいのではないか。「予算の範囲内」という言葉があると、カチンと来る人も多いのではないか。「できる」規定の方が熱い気持ちがあると思うが、「予算の範囲内」があると逃げ腰のような気がする。「できる」規定にして、「財政的支援」にした方がいいと思う。

(会長) そうすると、「市民公益活動に対し、財政的支援をすることができるものとします」と修正するという事でいいのか。

(委員) 見出しの部分は「市民公益活動に対する財政的支援」とし、本文は「市民公益活動に対し、助成することができるものとします」に修正するという趣旨である。

(委員) 自治協議会等の状況を見ても、主体的に動かなければならないということに対しての財政的支援であるので、出だしは自主財源でやっていくので、どうしても足りない部分は行政にお願いしますよという流れを作るうえからも、その意見に賛成である。

(会長) 事務局からの意見はないか。

(事務局) 見出しの部分と本文の表現は一致させた方がいいと思うが。

(委員) 市民公益活動団体の側からすると、あまり「助成」とは書いて欲しくない気がする。自立していくために、お金だけでなく、いろんな支援が欲しいということで、「必要な財政的支援」とした方がいいのではないか。

(委員) (1)から(4)までの部分で、情報の提供とか人材の育成とか言っているので、ここはお金の問題に絞らざるを得ないのでは。

- (事務局)市の責務の前段として「必要な施策を定め、これを実施する」とし、また、「市民公益活動の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、その内容、手続について、公正さと透明性の高いものでなければならない」と規定したうえで、ここでは、情報の提供とか学習の機会の提供だとか、様々な施策をやっていく中の1つとして、財政的な助成ができるようにしていくという意味合いで書いている。そういうことからすると、全体的な施策については触れられていると思うが。
- (会長)事務局としては、他の(1)から(4)までのレベルに合わせると、「財政的支援」よりも「助成」の方がいいのではないかということのようだが。
- (委員)「助成」という言葉と「財政的支援」という言葉には、言葉尻だけの違いしかないのか。それとも「助成」という言葉を使うことで、何か制限を加えるようなことになるのか。例えば、自主財源に対して何%までといったことが出てくるとか。
- (事務局)そういうものはない。
- (委員)であれば、受け取る側のニュアンスの問題でしかないのでは。
- (会長)ここは具体的には、補助金を出すという意味か。
- (事務局)そういう意味である。
- (事務局)「財政的支援」ということで決めてもらえれば、条例の運用上も問題はないと思うが。
- (委員)「助成」という言葉にはやはり抵抗があるので、「市民公益活動に対し、助成金交付等の財政的支援を図ることができるものとします」とすればいいのではないか。
- (会長)街並み保存なんかでは、融資というのはかなり大事な手法であり、「助成」では、言い表せてはいないような気がする。もし、「助成」と「財政的支援」の意味がそんなに違っていなければ、今の意見のような整理ができないか。
- (事務局)それでは、見出しの部分は「市民公益活動に対する財政的支援」とし、本文は「市民公益活動に対し、助成金の交付等の財政的支援をすることができるものとします」とすることでよろしいか。
- (多数の委員)はい。
- (委員)市民公益活動を進めるうえで、最初に重要なのは情報提供だと思うが、中でも犯罪や災害に関する情報については、市が県と住民を仲介して欲しいということがあると思う。しかし、(1)の部分には県が入っていないが、入れることはできるのだろうか。
- (会長)災害なんかは確かに「自治体相互」の問題かも知れない。
- (委員)(6)の部分では、「事業について、業務委託する」となっているが、意味が大きい「事業」で整理した方がいいのではないか。また、「市民公益活動団体の特性の活用」では、市が何か利用するというイメージがあるので、もうすこしよい表現があるといいのだが。例えば、「専門性、地域性等の特性を活かしながら共働するため

に事業を委託等する」としてはどうか。

(会 長) それと「業務を委託等する」となっているが、「委託」についてもいろいろな幅があると思うし、「等」の意味を含め、もう一度、事務局でチェックして欲しい。

(事務局) 「事業」と「業務」は確かに整理する必要があるので、「事業」に統一したい。

「委託等」というのは、厳密な意味での「委託」だけでなく、例えば、公園の管理などを地域にお任せするといったような共働の形が今後あり得るということで、「等」を加えたものである。

(会 長) 今後の進め方だが、パブリック・コメントに出す前に、修正案を各委員に配布してもらい、意見があった場合に、もう一度会議を開くまでの必要があるかどうかの判断を会長、副会長に一任してもらえないかということで、先ほど了解をもらったが、事務局から、もう一度検討委員会を開くことに支障はないとの話がある。もう一度検討委員会を開くかどうか決を採りたいと思うが。

(委 員) 事務局の修正案に対する各委員の意見の状況から、もう一度検討委員会を開く必要があるかどうかの判断を会長、副会長がするという事を含め、全て会長に一任する。

(複数の委員) 賛成。

(会 長) それでは、そのように取り扱うこととしたい。事務局は、なるべく早く修正案を各委員に配布できるようお願いしたい。

(委 員) パブリック・コメントの流れを教えて欲しい。

(事務局) 具体的なスケジュールについては、これから詰めていきたいが、市政だよりやホームページなどでPRを行い、約1ヶ月間、意見を募集し、いただいた意見は事務局で整理し、検討委員会にお諮りすることとなる。

(委 員) 可能であればということで、1つ要望があるが、パブリック・コメントだけではなかなか市民からの意見があがってこないかも知れないので、学校については、現場の声を聞いて欲しい。この場には、大学関係の人はいるが、小・中学校を含めて学校という言葉が入ったので、そういった捉え方についてどうなのかということをお聞きしたい。

(会 長) では、本日の会議はここまでとしたい。